

国の庁舎における利用者の受動喫煙防止対策の推進に関する調査
結果報告書

平成26年7月

総務省東北管区行政評価局

目 次

第1	調査の目的等	1
第2	調査結果	2
1	受動喫煙防止に関する国の方針等	2
2	宮城県及び県内市町村等における取組の現況	2
(1)	宮城県及び県内市町村の公共施設における受動喫煙防止対策の状況	2
(2)	宮城県における取組状況	3
(3)	仙台市における取組状況	3
(4)	宮城県内等における先行事例	3
3	宮城県内の国の庁舎における取組の現況	4
(1)	受動喫煙防止対策の実施状況	4
ア	敷地内禁煙又は屋内禁煙の実施状況	
イ	敷地内禁煙又は屋内禁煙への移行予定	
ウ	敷地内禁煙又は屋内禁煙への移行についての意見	
エ	屋外喫煙場所の設置状況	
オ	職員の自主的・積極的な協力を得るための取組状況等	
(2)	喫煙室における空気環境の基準への適合状況	5
ア	空気環境測定の実施状況	
イ	空気環境測定結果	
ウ	国の機関に対する受動喫煙に関する苦情等	

図表目次

1	受動喫煙防止に関する国の方針等	
	図表 1－① 健康増進法	7
	図表 1－② 平成 15 年人事院指針関係	7
	図表 1－③ たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約	8
	図表 1－④ 平成 22 年健康局長通知関係	8
2	宮城県及び県内市町村等における取組の現況	
	図表 2－① 宮城県及び県内市町村の公共施設における受動喫煙防止対策の状況	9
	図表 2－② 宮城県における取組状況	10
	図表 2－③ 仙台市における取組状況	10
	図表 2－④ 宮城県内等における先行事例	11
3	宮城県内の国の庁舎における取組の現況	
	図表 3－① 国の庁舎における敷地内禁煙又は屋内禁煙の実施状況（平成 26 年 5 月 1 日現在）	12
	図表 3－② 敷地内禁煙又は屋内禁煙への移行予定	12
	図表 3－③ 敷地内禁煙又は屋内禁煙への移行についての主な意見	13
	図表 3－④ 屋外喫煙場所の設置状況	13
	図表 3－⑤ 職員の自主的・積極的な協力を得るための取組状況等	13
	図表 3－⑥ 平成 15 年人事院指針関係（「喫煙室の設備等」、「庁舎内の空気環境 の測定」）	13
	図表 3－⑦ 職場における喫煙対策のためのガイドライン	14
	図表 3－⑧ 空気環境測定の実施状況（平成 25 年度）	15
	図表 3－⑨ 空気環境測定結果（平成 25 年度）	15
	図表 3－⑩ 喫煙許容人数の設定・明示状況	16
	図表 3－⑪ 国の機関に対する受動喫煙に関する主な苦情等	16

第1 調査の目的等

1 目的

健康増進法（平成14年法律第103号）第25条においては、官公庁施設を含め多数の者が利用する施設の管理者は、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならないとされている。

また、厚生労働省が平成22年に発出した「受動喫煙防止対策について」（平成22年2月25日付け健発0225第2号厚生労働省健康局長通知）においては、全面禁煙は受動喫煙対策として極めて有効であると考えられているとし、少なくとも官公庁や医療施設においては全面禁煙とすることが望ましいとされている。

宮城県及び県内市町村の公共施設における受動喫煙防止対策の状況（平成25年9月30日現在）をみると、庁舎関係の71.6%、保健医療福祉施設の98.0%が全面禁煙となっている。

さらに、受動喫煙防止対策を一層推進するため、仙台市は平成26年3月にガイドラインを策定しており、また、宮城県もガイドラインを策定中である。

一方、庁舎内に喫煙場所を設けている国の庁舎の中には、利用者から受動喫煙防止に関する行政相談が寄せられている例もある。

この調査は、このような状況を踏まえ、国の庁舎における利用者の受動喫煙防止対策の取組状況を調査し、その推進に資するため実施するものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

各府省の地方支分部局等

〔国の庁舎25施設（合同庁舎10施設、単独庁舎15施設）に入居する54官署〕
※別紙参照

(2) 関連調査等対象機関

地方公共団体等（宮城県、市町村、関係団体、民間事業者等）

3 実施時期

平成26年4月～7月

第2 調査結果

通 知	説明図表番号
<p>1 受動喫煙防止に関する国の方針等</p> <p>「健康増進法」(平成14年法律第103号)第25条において、官公庁施設を含め多数の者が利用する施設の管理者は、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならないとされている。</p> <p>また、「職場における喫煙対策に関する指針について」(平成15年7月10日付け勤職一223 人事院事務総局勤務条件局長通知。以下「平成15年人事院指針」という。)等において、各官署の長等は、i) 国の庁舎内においては、少なくとも空間分煙は確保されるように具体的対策を講ずるとともに、可能な範囲で全面禁煙(庁舎全体を禁煙とする方法)の方向で改善に努めること、ii) 庁舎外に設ける喫煙所は、周囲の建物の状況、通行の流れ、天候による影響、事務室等からの距離等に配慮して設置すること、iii) 喫煙対策推進委員会、アンケート等を活用し、職員の自主的・積極的な協力を得るための取組及び禁煙サポート対策(喫煙の影響についての情報提供等)を実施し、受動喫煙防止対策を推進することとされている。</p> <p>さらに、平成17年2月には「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」が発効し、平成19年6月から7月にかけて開催された第2回締約国会議において、「たばこの煙にさらされることからの保護に関するガイドライン」が採択されるなど、受動喫煙を取り巻く環境は変化した。</p> <p>このような状況等を踏まえ、「受動喫煙防止対策について」(平成22年2月25日付け健発0225第2号厚生労働省健康局長通知。以下「平成22年健康局長通知」という。都道府県知事等のほか各省庁に対しても発出)において、全面禁煙は受動喫煙対策として極めて有効であると考えられているとし、「少なくとも官公庁や医療施設においては、全面禁煙とすることが望ましい。」とされている。また、「受動喫煙防止対策について」(平成22年7月30日付け厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室長事務連絡)等において、屋外の喫煙場所が施設出入口付近に設けられ、その結果、施設利用者が喫煙場所からのたばこの煙の曝露を受ける事例が指摘されていることなどから、喫煙場所を施設の出入口から極力離すなど、必要な措置を講ずることとされている。</p> <p>※ 平成22年健康局長通知の「全面禁煙」は、建物内(屋内)禁煙とされている。</p>	<p>図表1-①</p> <p>図表1-②</p> <p>図表1-③</p> <p>図表1-④</p>
<p>2 宮城県及び県内市町村等における取組の現況</p> <p>(1) 宮城県及び県内市町村の公共施設における受動喫煙防止対策の状況</p> <p>宮城県が毎年実施している「県及び市町村公共施設の受動喫煙対策調査」の結果によると、平成25年9月30日現在において、敷地内禁煙又は屋内禁煙の実施割合は、公共施設全体で95.4%、うち庁舎関係で71.6%となっている。</p>	<p>図表2-①</p>

(2) 宮城県における取組状況

宮城県は、平成 25 年度から開始された「第 2 次みやぎ 21 健康プラン」において、「たばこ」を重点的に取り組む分野の一つとし、「受動喫煙の機会を有する人の割合の低下」等を数値目標として掲げている。

受動喫煙防止対策のより一層の推進のため、平成 26 年度中に受動喫煙防止ガイドラインを策定する予定である。

図表 2-②

(3) 仙台市における取組状況

仙台市は、平成 23 年度から開始された「第 2 期いきいき市民健康プラン」において、「防煙・禁煙・分煙のまちづくり」を計画の重点分野の一つに掲げ、「受動喫煙防止対策をとる公共の場や職場の増加」等を数値目標として掲げている。

受動喫煙防止対策のより一層の推進のため平成 26 年 3 月に策定した「仙台市受動喫煙防止対策ガイドライン」において、「市役所・区役所等の市立施設は、多くの市民が利用し、公共性が高い施設であるため、率先して敷地内禁煙又は屋内禁煙とします。」としている。また、i) 屋外に喫煙場所を設置する際の注意点として、出入口、通路、駐車場、ドア、窓等から十分に離すこと、ii) 分煙の限界として、喫煙室からの退出時の空気の流れからの漏れ、喫煙後の喫煙者の呼気や髪の毛・衣服からの「三次喫煙」があることなどについても示している。

図表 2-③

(4) 宮城県内等における先行事例

宮城県内及び東北地域の主要都市において、受動喫煙防止対策の先行事例を調査した結果、次のようなものがみられる。

① 敷地内禁煙の実施に当たっては、喫煙対策委員会の設置、職員の理解と協力を得ながら進めるためのアンケート調査（喫煙対策前、分煙化後、全館禁煙後及び敷地内禁煙後に実施）、啓蒙活動、禁煙サポート、守衛による巡視強化等を行っている。アンケート調査結果によれば、敷地内禁煙の支持率は、喫煙対策実施前の 10% 台から敷地内禁煙実施直後には 70% 以上に増加し、職員の意識変化が確認できる。

敷地内禁煙の実施から約 8 年経過した現在、特に問題は生じておらず、その理由については、継続して必要な対策を講じたことにより、職員の喫煙に対する意識が変化し、協力が得られたためとしている（病院）。

② 敷地内禁煙の実施に当たっては、喫煙場所の集約化、禁煙サポート等を実施し、職員の喫煙者率は、3 年間で 6.1 ポイント減少している。

なお、敷地内禁煙の実施直後に敷地周辺の路上喫煙に係る苦情があり、敷地外の施設に空きスペースがあったことから暫定的に当該スペースを喫煙場所に指定している（市役所）。

③ 屋内禁煙の実施に当たっては、職員に対するアンケート調査、総務部と健康福祉部が連携した禁煙サポート等を実施している。

図表 2-④

<p>屋外の喫煙場所は、庁舎の出入口から離れた市民が近づくことが少ない場所に設置している（市役所）。</p> <p>④ 喫煙室利用者（職員及び来庁者）に協力を要請し、喫煙後は、エレベーターに乗らず階段を利用してもらっている（国の庁舎）。</p>	
<p>3 宮城県内の国の庁舎における取組の現況</p>	
<p>(1) 受動喫煙防止対策の実施状況</p>	
<p>ア 敷地内禁煙又は屋内禁煙の実施状況</p>	
<p>今回、利用者が多いと考えられる宮城県内の国の庁舎 25 施設（100％）における敷地内禁煙又は屋内禁煙の実施状況（平成 26 年 5 月 1 日現在）を調査した結果、実施しているもの 9 施設（36.0％。うち屋内禁煙実施 8 施設）、実施していないもの 16 施設（64.0％）となっている。仙台市内の合同庁舎に限ってみると、7 施設（100％）のうち実施しているもの 1 施設（14.3％。屋内禁煙）、実施していないもの 6 施設（85.7％）となっている。</p>	<p>図表 3－①</p>
<p>イ 敷地内禁煙又は屋内禁煙への移行予定</p>	
<p>敷地内禁煙又は屋内禁煙を実施していない 16 施設に対し移行予定を確認した結果、具体的な移行予定時期が明確になっている施設はなかった。</p>	<p>図表 3－②</p>
<p>ウ 敷地内禁煙又は屋内禁煙への移行についての意見</p>	
<p>今回、調査対象とした国の庁舎の入居官署から、敷地内禁煙又は屋内禁煙への移行について、宮城県、仙台市等の取組にあわせ、国の庁舎も敷地内禁煙等の取組を推進するべきなどの意見があった。</p>	<p>図表 3－③</p>
<p>エ 屋外喫煙場所の設置状況</p>	
<p>屋内禁煙としている 8 施設（100％）の屋外喫煙場所の設置状況を調査した結果、喫煙場所が庁舎の出入口付近に設置されているなど利用者が受動喫煙のおそれがあると考えられるものが、7 施設（87.5％）みられる。</p>	<p>図表 3－④</p>
<p>オ 職員の自主的・積極的な協力を得るための取組状況等</p>	
<p>今回、国の庁舎 25 施設に入居している 54 官署における職員の自主的・積極的な協力を得るための取組及び禁煙サポート対策の実施状況を調査した結果、世界禁煙デー・禁煙週間の周知、禁煙週間に喫煙室を使用不可とする禁煙タイムの実施、禁煙治療に保険が適用できる医療機関の紹介等の実施例がみられるものの、職員の意識の変化、喫煙者数の減少等の具体的な効果等まで把握しているものはみられない。</p>	<p>図表 3－⑤</p>

(2) 喫煙室における空気環境の基準への適合状況

平成 15 年人事院指針等において、国の庁舎の管理者等は、庁舎内に喫煙室等を設置している場合、たばこの煙・臭いの漏れ等を把握するために喫煙室等、喫煙室等と非喫煙場所との境界、非喫煙場所等の測定点における空気環境測定を実施し、基準値を満たすよう排気装置等の設備を設置することとされている。

図表 3-⑥

なお、民間事業者等に係る「職場における喫煙対策のためのガイドラインについて」（平成 15 年 5 月 9 日付け基発第 0509001 号厚生労働省労働基準局長通知。以下「厚生労働省ガイドライン」という。）においては、有効な空間分煙の推進のためには施設・設備面の対策として、喫煙室等における喫煙範囲を明確にすること、喫煙許容人数を設定・明示することなどが重要であるとされている。

図表 3-⑦

ア 空気環境測定の実施状況

今回、敷地内禁煙又は屋内禁煙が実施されていない国の庁舎 16 施設に設置されている喫煙室等 41 か所（100%）について、平成 15 年人事院指針等に基づく空気環境測定の実施状況（平成 25 年度）を調査した結果、次のような状況がみられた。

図表 3-⑧

- ① 全く実施されていないもの 17 か所（41.5%）
- ② 一部の測定点で実施されているもの 14 か所（34.1%）
- ③ 全ての測定点で実施されているもの 10 か所（24.4%）

イ 空気環境測定結果

平成 15 年人事院指針等に基づく空気環境測定が実施されている喫煙室等 24 か所（一部の測定点で実施されているものを含む。）について平成 25 年度の測定結果をみると、浮遊粉じん濃度等の基準値を満たしていない測定点があるものが、10 か所（41.7%）みられた。

図表 3-⑨

当該 10 か所の測定結果が基準値を満たしていない原因をみると、喫煙室の利用者数が多いため又は換気量が不足しているためとしているものが 3 か所みられた。

なお、厚生労働省ガイドラインにより民間事業者等に示されている喫煙許容人数の設定・明示等については、平成 15 年人事院指針等においては求められていないものの、参考までに当該 10 か所を含め国の庁舎 16 施設に設置されている喫煙室等 41 か所について確認した結果、喫煙許容人数を設定・明示しているものはみられなかった。

図表 3-⑩

ウ 国の機関に対する受動喫煙に関する苦情等

国の庁舎について、喫煙室からたばこの煙が漏れている、禁煙を進めるべき国が喫煙室を設けているのは問題だ、エレベーター内がタバコ臭く極めて不快であるなどの苦情が当局の行政相談等に寄せられている。

図表 3-⑪

【所見】

したがって、国の庁舎の管理官署及び入居官署は、利用者の受動喫煙防止対策を一層推進するため、次のような措置を講ずるよう努める必要がある。

- ① 平成 22 年健康局長通知、宮城県及び県内市町村における取組状況、行政相談への苦情等を踏まえ、先行事例を参考にしながら、敷地内禁煙又は屋内禁煙の実施に向けて積極的に取り組むこと。
- ② 屋内禁煙として庁舎外に設ける喫煙場所については、周囲の建物の状況、通行の流れ、天候による影響、庁舎の出入口等からの距離等を十分勘案して、利用者の受動喫煙防止を図ること。
- ③ 現在、庁舎内に設置されている喫煙室等については、敷地内禁煙又は屋内禁煙に移行するまでの間、適切な空気環境測定を実施するとともに、測定結果が基準値を満たさない場合には、速やかに満たすよう、所要の措置を講ずること。

図表 1-① 健康増進法

○「健康増進法」(平成14年法律第103号)(抜粋)

第25条

学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙(室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。)を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(注) 下線は当局が付した(以下同じ。)

図表 1-② 平成15年人事院指針関係

○「職場における喫煙対策に関する指針について」(平成15年7月10日付け勤職—223人事院事務総局勤務条件局長通知)(抜粋)

2 職場において講ずべき受動喫煙防止対策

(1) 基本的考え方

ア 受動喫煙を防止する方法としては、「庁舎全体を禁煙とする方法」(以下「全面禁煙」という。)と「庁舎内に設けた一定の要件を満たす喫煙室又は喫煙コーナー(以下2の(3)において「喫煙室等」という。)のみで喫煙を認める方法」(以下「空間分煙」という。)とがある。

国の庁舎内においては、少なくとも空間分煙は確保されるよう具体的対策を講ずるとともに、可能な範囲で全面禁煙の方向で改善に努める。

(2) 喫煙室の設備等

ア 空間分煙の場合、庁舎内に喫煙室を設けることとし、それが困難であるときは、喫煙コーナーを設ける。

また、可能な範囲で喫煙所を庁舎外に設けることが望ましい。

(4) 受動喫煙防止対策の推進

ア 各省各庁の長は、受動喫煙防止対策に強い関心を持ち、この指針を周知徹底するとともに、その実施に努める。

イ 各官署の長及び管理者は、この指針を率先して実施するとともに、喫煙対策推進委員会、職場懇談会、健康管理者、健康管理担当者、提案制度、アンケート等を活用し、職員の自主的・積極的な協力を得るよう努める。

ウ 職員は、この指針を遵守し、受動喫煙防止対策に積極的に協力する。

エ 来客者等には喫煙場所を知らせて理解と協力を求める。

オ この指針に示した受動喫煙防止対策は、職場の状況を踏まえ、速やかに実施するよう努める。

また、庁舎の新築、増改築、移転等に当たっては、この指針に配慮して行う。

カ この指針に示した受動喫煙防止対策以上の措置を既に実施している場合は、引き続きそれを推進する。

3 禁煙サポート対策

(1) 基本的考え方

各省各庁の長は、①喫煙者に対して、喫煙が健康へ与える影響を再認識した上で喫煙の継続について自主的に判断できるよう必要な知識、情報等を提供するとともに、②禁煙の必要な者や禁煙を希望する者に対して、禁煙を支援するための具体的対策を講じることが適当である。

(2) 具体的対策

ア 喫煙と健康に関する研修、講習会等を開催する。

イ 職場における健康診断、健康教育等の機会を捉え喫煙の影響についての情報提供を行う。

ウ 健康診断の結果、禁煙の必要な者及び禁煙希望者に対して、医師、保健師、看護師等によるカウンセリング、禁煙プログラムの紹介、禁煙実践コースの設定等の禁煙指導を組織的かつ継続的に実施するとともに、禁煙支援者を養成するなどの支援に努める。

○「職場における喫煙対策に関する指針」の運用に当たって(平成15年7月10日付け勤職—224人事院事務総局勤務条件局職員課長通知)(抜粋)

2 職場において講ずべき受動喫煙防止対策(指針2)

(3) 喫煙室の設備等(指針2(2))

受動喫煙防止の観点からは、全面禁煙が望ましいところですので、可能な範囲で庁舎外に喫煙所を設けるようにしてください。

(4) 庁舎外に設ける喫煙所(指針2(2)ア)

庁舎外に設ける喫煙所は、周囲の建物の状況、通行の流れ、天候による影響、事務室等からの距離等に配慮して設置してください。

3 禁煙サポート対策（指針3）

禁煙サポート対策を実施することが適当であるとしているのは、喫煙対策の目的である健康で快適な職場環境づくりの推進の観点からすれば、非喫煙者の受動喫煙を防止するとともに、喫煙者のうち禁煙を必要とする者及び禁煙を希望する者を支援する必要があるためです。

図表1-③ たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約

○「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」（平成17年2月発効）（抜粋）

第8条 たばこの煙にさらされることからの保護

- 1 締約国は、たばこの煙にさらされることが死亡、疾病及び障害を引き起こすことが科学的証拠により明白に証明されていることを認識する。
- 2 締約国は、屋内の職場、公共の輸送機関、屋内の公共の場所及び適当な場合には他の公共の場所におけるたばこの煙にさらされることからの保護を定める効果的な立法上、執行上、行政上又は他の措置を国内法によって決定された既存の国の権限の範囲内で採択し及び実施し、並びに権限のある他の当局による当該措置の採択及び実施を積極的に促進する。

○「たばこの煙にさらされることからの保護に関するガイドライン」（平成19年7月採択）（たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約第8条の実施のためのガイドライン）（抜粋）

原則1

WHO枠組条約で言及するとおり、たばこ煙にさらされることから保護するための効果的な対策としては、100%の無煙環境を作り出すため、特定の空間または環境から喫煙とたばこ煙を完全に排除しなければならない。たばこ煙にさらされることについては安全なレベルというものはなく、二次喫煙の煙の毒性についての閾値などの概念は、科学的証拠と矛盾するため受け入れられない。換気、空気濾過、喫煙指定区域の使用（専用の換気装置の有無にかかわらず）など、100%の無煙環境以外のアプローチには効果がないことが繰り返し示されている。また、技術工学的アプローチではたばこ煙にさらされることから保護できない、という科学的あるいはその他の決定的な証拠が存在する。

原則2

たばこ煙にさらされることから全ての人が保護されるべきである。屋内の職場および屋内の公共の場はすべて禁煙とすべきである。

図表1-④ 平成22年健康局長通知関係

○「受動喫煙防止対策について」（平成22年2月25日付け健発0225第2号厚生労働省健康局長通知）（抜粋）

健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）第25条に規定された受動喫煙の防止については、「受動喫煙防止対策について」（平成15年4月30日付け健発第0430003号厚生労働省健康局長通知。以下「旧通知」という。）において、その必要な措置の具体的な内容及び留意点を示しているところである。

その後、平成17年2月に「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」が発効し、平成19年6月から7月にかけて開催された第2回締約国会議において、「たばこの煙にさらされることからの保護に関するガイドライン」が採択されるなど、受動喫煙を取り巻く環境は変化してきている。

このような状況を受け、平成21年3月に「受動喫煙防止対策のあり方に関する検討会報告書」が取りまとめられたことを踏まえ、今後の受動喫煙防止対策の基本的な方向性等について下記のとおりとするので、御了知の上、関係方面への周知及び円滑な運用に御配慮をお願いしたい。

4 受動喫煙防止措置の具体的方法

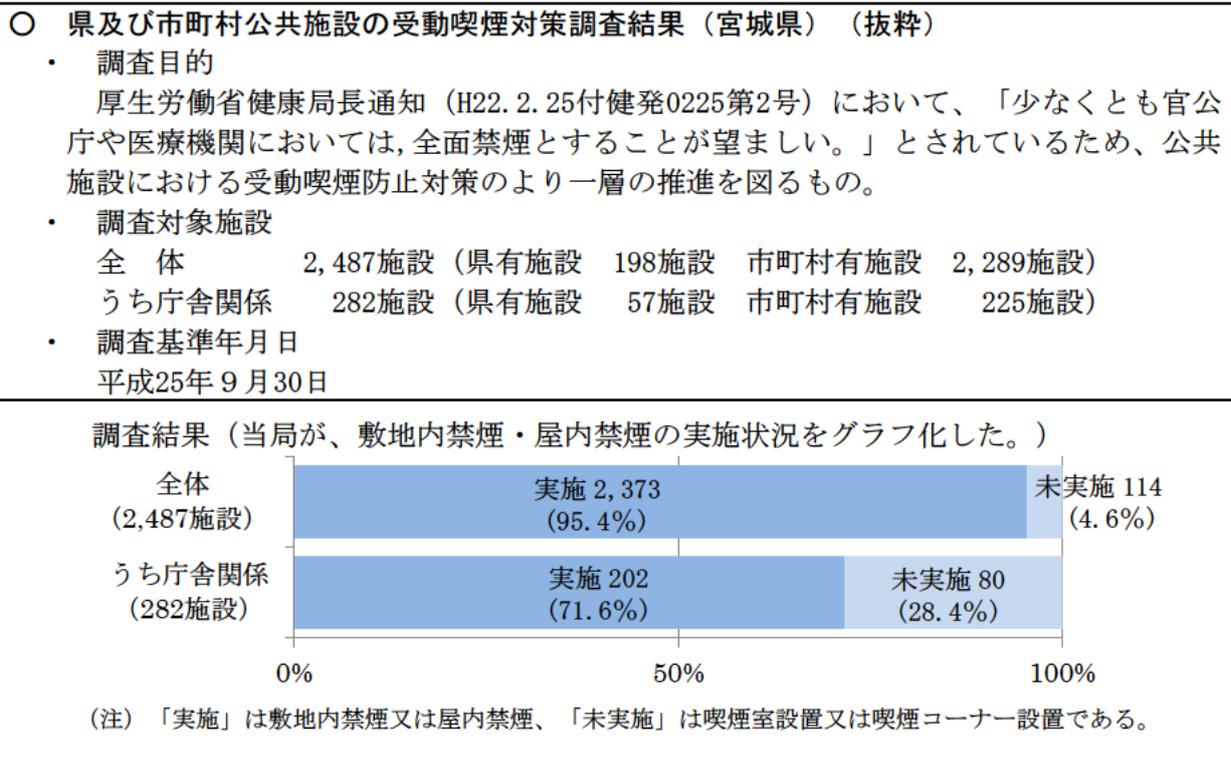
(1) 施設・区域における受動喫煙防止対策

全面禁煙は、受動喫煙対策として極めて有効であると考えられているため、受動喫煙防止対策の基本的な方向性として、多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきである。全面禁煙を行っている場所では、その旨を表示し周知を図るとともに、来客者等にも理解と協力を求める等の対応をとる必要がある。

また、少なくとも官公庁や医療施設においては、全面禁煙とすることが望ましい。

- 「受動喫煙防止対策について」（平成22年7月30日付け厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室長事務連絡）（抜粋）
 施設の出入口付近にある喫煙場所の取り扱いについて
法第25条の「受動喫煙」には、施設の出入口付近に喫煙場所を設けることで、屋外から施設内に流れ込んだ他人のたばこの煙を吸わされることも含むため、喫煙場所を施設の出入口から極力離すなど、必要な措置を講ずるよう努めなければならないところである。
 なお、施設を訪れる人が、その出入口において、たばこの煙に曝露されることも指摘されているところであり、この点についても、御配慮頂きたい。
- 「受動喫煙防止対策の徹底について」（平成24年10月29日付け健発1029第5号厚生労働省健康局長通知）（抜粋）
 受動喫煙防止対策については、平成22年6月18日に閣議決定された「新成長戦略」では「受動喫煙の無い職場の実現」が目標として設定され、また、平成24年6月8日に閣議決定された「がん対策推進基本計画」や平成25年度から開始される「健康日本21（第二次）」では、受動喫煙に関する数値目標が盛り込まれるなど、これまで以上の受動喫煙防止対策の徹底が求められている。
 このような状況を受けて、平成22年健康局長通知において示した基本的な方向性等を踏まえた受動喫煙防止対策の徹底について、改めて、関係方面への周知及び円滑な運用に御配慮をお願いしたい。
- 「受動喫煙防止対策について」（平成25年2月12日付け厚生労働省健康局がん対策・健康増進課長事務連絡）（抜粋）
未だに、施設出入口付近に喫煙場所が設けられ、その結果、施設利用者が喫煙場所からのたばこの煙の曝露を受ける事例が指摘されている。
 受動喫煙を防止するためには、平成22年健康局長通知の趣旨及び平成22年事務連絡に鑑みて、喫煙場所を施設の出入口から極力離すなど、必要な措置が講じられるよう、関係方面への周知及び円滑な運用に御配慮をお願いしたい。
- 宮城県ホームページ掲載の受動喫煙防止のチラシ「受動喫煙の防止について」（宮城県保健福祉部・仙台市健康福祉局）（抜粋）
健康局長通知の「全面禁煙」は、建物内（屋内）禁煙を指します。
ただし、子どもの利用が想定される場所では、屋外であっても、受動喫煙防止のための対策を行うことが求められています。

図表2-① 宮城県及び県内市町村の公共施設における受動喫煙防止対策の状況



図表 2-② 宮城県における取組状況

○「第2次みやぎ21健康プラン（宮城県）」（平成25年度～平成34年度）（抜粋）

重点的に取り組む分野（3分野）

(1) 栄養・食生活（アルコールを含む）、(2) 身体活動・運動、(3) たばこ

目標（たばこ）

項目		ベースライン値 (H22)	目標 (H34)
未成年者の喫煙をなくす(12～19歳男性)		2.0%	0%
妊娠中の喫煙をなくす		4.8%	0%
成人の喫煙率 の減少	成人総数	25.5%	12%
	成人男性	40.7%	20%
	成人女性	12.0%	6%
受動喫煙の機会 を有する人の 割合の低下	家庭（毎日）	17.6%	3%
	職場（毎日・時々）	41.7%	受動喫煙のない 職場の実現
	飲食店（毎日・時々）	40.3%	10%

○「宮城県受動喫煙防止ガイドライン」

受動喫煙防止対策のより一層の推進のため、平成26年度中に受動喫煙防止ガイドラインを策定する予定である。

図表 2-③ 仙台市における取組状況

○「第2期いきいき市民健康プラン（仙台市）」（平成23年度～平成34年度）（抜粋）

特に優先的に取り組んでいく重点分野（5分野）

(1) 生活習慣病予防、(2) 心の健康づくり、(3) 食生活と歯・口
(4) たばこ、(5) 感染症予防

目標（たばこ）

項目		現況値 (H21)	目標値 (H34)
たばこを吸わない人の増加（非喫煙率）	男性	64.2%	85%
	女性	75.2%	95%
受動喫煙防止対策をとる公共の場や職場の増加	受動喫煙防止対策を実施している職場	73.3%	100%
	受動喫煙防止対策を実施している不特定多数者が利用する公共的な施設・区域	54.1%	100%
禁煙・分煙実施店の増加		396件	増加

○「仙台市受動喫煙防止対策ガイドライン」（平成26年3月策定）（抜粋）

2 施設等における受動喫煙防止対策の目指す姿

(1) 施設等における受動喫煙防止対策の目指す姿

施設・場所の種別	具体的な施設	目指す姿	
施設	① 子どもや妊産婦、有病者などが多く利用する施設	敷地内禁煙	
		医療機関、大学等（大学・専門学校等）	敷地内禁煙 又は屋内禁煙
	② 官公庁施設	市が設置し管理する施設 （指定管理者が管理する施設を含む）	
	③ 上記以外で、多数の者が利用する施設	職場（事務所）、飲食店、社会福祉施設（児童福祉施設を除く）、集会場、劇場、展示場、百貨店、金融機関、商店、宿泊施設、娯楽施設、駅、ターミナル、公共交通機関等	敷地内禁煙 又は屋内禁煙 ただし、事情により禁煙とすることが極めて困難な場合には、当面、完全分煙等の受動喫煙防止対策を講ずるよう努めること
屋外	子どもの利用が想定される公共的な空間	公園、遊園地、通学路等	受動喫煙防止のための配慮が必要

(2) 施設管理者の役割

② 官公庁施設（市が設置し管理する施設）

市役所・区役所等の市立施設は、多くの市民が利用し、公共性の高い施設であるため、率先して敷地内禁煙又は屋内禁煙とします。

(3) 屋外に喫煙場所を設置する際の注意点

たばこの煙は、風に乗って周囲の人に受動喫煙をもたらしたり、屋内に入ってきたりと、喫煙場所から離れた空間にまで影響を及ぼすことが知られています。ある調査によれば、無風の状態で一人の喫煙者によるたばこの煙の到達範囲は直径14m（半径7m）にも及ぶとされています。通常、複数の喫煙者が利用することを考えれば、かなりの距離に煙が及んでいることとなります。

そのため、屋外に喫煙場所を設ける場合には、

① 出入口

② 非喫煙者が通常利用する場所（通路、駐車場など）

③ 屋内と通気のある場所（開閉するドア・窓、換気扇など）

④ 子どものいる空間

などから十分に離して喫煙場所を設置することが望まれます。

(4) 分煙の限界

受動喫煙防止対策の一つとして「分煙」という方法が挙げられますが、最近では、厚生労働省による基準を満たした完全分煙の喫煙室の中で吸っても、受動喫煙が生じてしまうことが指摘されています。

① 退出時の空気の流れからの漏れ

喫煙室から人が出るときにできた空気の流れによって、煙は一緒に外に出てしまいます。厚生労働省による基準“非喫煙場所から喫煙室方向に一定の空気の流れ0.2m/s以上”を満たしていても、喫煙者の歩く速度のほうが速いため、喫煙者が出て行くたびに煙が漏れてしまうのです。

② ドアなどの隙間や空気取入口（ガラリ）からの漏れ

喫煙室では、排気される空気と同じ体積の空気を取り入れる必要があるため、ドアや側面に空気取入口（ガラリ）等が設置されます。ドアの開け閉めによって圧迫された空気が空気取入口から押し出される「フイゴ作用」や、ドア・天井・床の隙間などから、喫煙室の外に煙が漏れてしまいます。

③ 喫煙後の喫煙者の呼気や髪の毛・衣服からの「三次喫煙」

「三次喫煙（サードハンドスモーク）」とは、「残留たばこ成分」とも呼ばれ、喫煙者の喫煙直後の呼気などに含まれる有害物質を、たばこを吸わない周囲の人が吸わされることをいいます。これは、喫煙者の肺に充満したたばこの煙が、たばこを吸い終わった後も、数分間、呼気に吐き出されているためです。

また、呼気だけでなく、たばこを吸った人が立ち去った後でも、髪の毛や衣服、壁などにも染みついています。

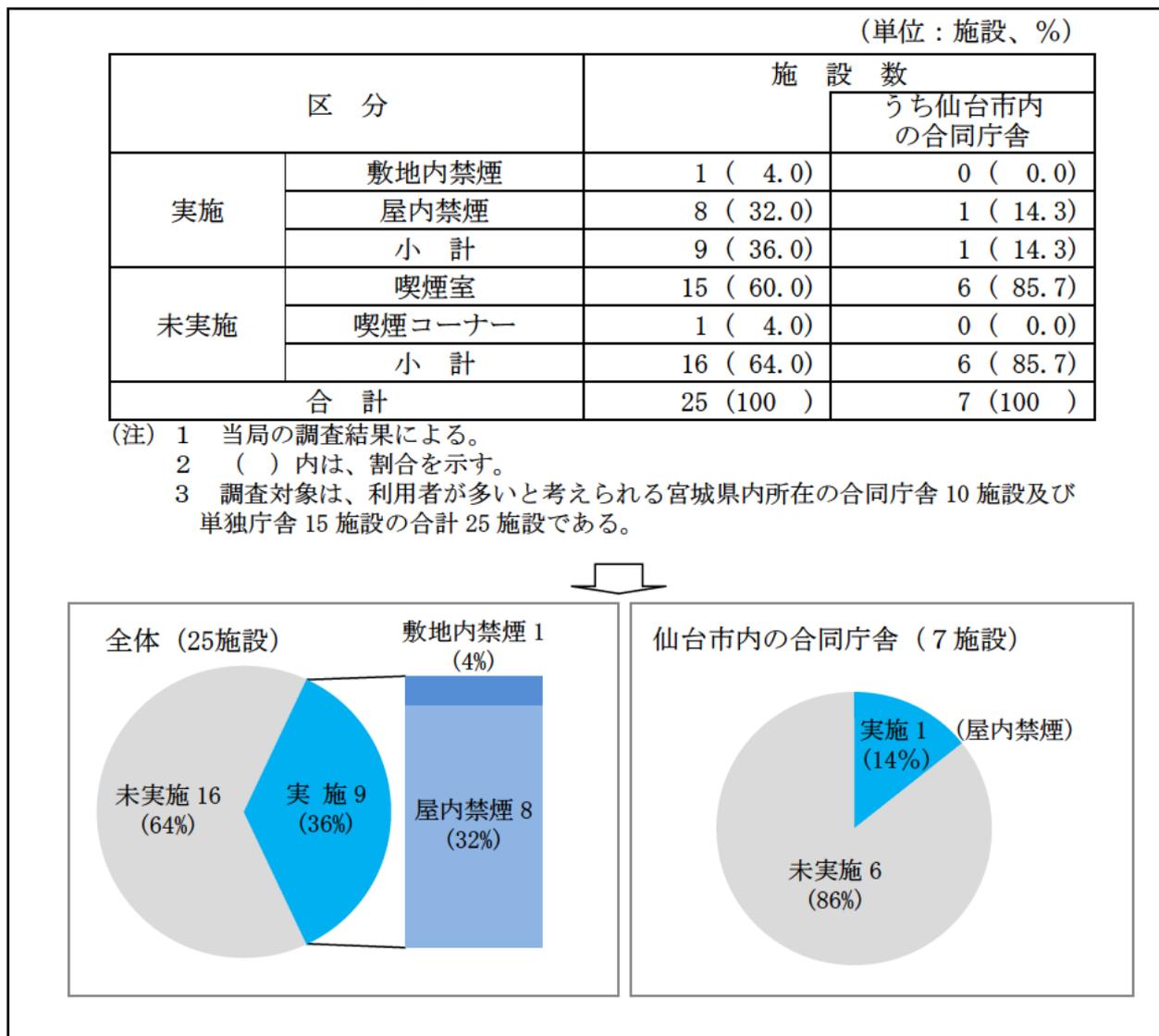
図表 2-④ 宮城県内等における先行事例

○ 敷地内禁煙の実施に当たっては、喫煙対策委員会の設置、職員の理解と協力を得ながら進めるためのアンケート調査（喫煙対策前、分煙化後、全館禁煙後及び敷地内禁煙後に実施）、啓蒙活動、禁煙サポート、守衛による巡視強化等を行っている。アンケート調査結果によれば、敷地内禁煙の支持率は、喫煙対策実施前の10%台から敷地内禁煙実施直後には70%以上に増加し、職員の意識変化が確認できる。

敷地内禁煙の実施から約8年経過した現在、特に問題は生じておらず、その理由については、喫煙に対して非常に寛容な地域性の中にあっただが、たばこの害と依存性を繰り返し訴えながら、喫煙対策を段階的に強化していき、敷地内禁煙の実施後も必要な対策を講じたことにより、職員の喫煙に対する意識が変化し、協力が得られたためとしている(病院)。(参考文献「石巻赤十字病院(2007):日赤医学 第58巻 第2号 389-392」)

- 敷地内禁煙の実施に当たっては、喫煙場所の集約化、禁煙サポート等を実施し、職員の喫煙者率は、3年間で6.1ポイント減少している。
 なお、敷地内禁煙の実施直後に敷地周辺の路上喫煙に係る苦情があり、敷地外の施設に空きスペースがあったことから暫定的に当該スペースを喫煙場所に指定している（市役所）。
 - 屋内禁煙の実施に当たっては、職員に対するアンケート調査、総務部と健康福祉部が連携した禁煙サポート等を実施している。
 屋外の喫煙場所は、庁舎の出入口から離れた市民が近づくことが少ない場所に設置している（市役所）。
 - 苦情を契機として、喫煙室利用者（職員及び来庁者）に貼り紙等により協力を要請し、喫煙後は、エレベーターに乗らず階段を利用してもらっている（国の庁舎）。
- （注）宮城県内及び東北地域の主要都市における受動喫煙防止対策の先行事例等を調査した結果である。

図表 3-① 国の庁舎における敷地内禁煙又は屋内禁煙の実施状況（平成26年5月1日現在）



図表 3-② 敷地内禁煙又は屋内禁煙への移行予定

敷地内禁煙又は屋内禁煙を実施していない 16 施設に対し移行予定を確認した結果、全ての施設が検討中又は検討予定としているものの、具体的な移行予定時期が明確になっている施設はなかった。

（注）当局の調査結果による。

図表 3-③ 敷地内禁煙又は屋内禁煙への移行についての主な意見

宮城県、仙台市等の取組とあわせ、国の庁舎も敷地内禁煙等の取組を推進するべき。他官庁とも検討し、禁煙に向けて取り組む必要がある。
敷地内禁煙により受動喫煙の防止等一定の効果が得られると思うが、休憩時間中に近隣の敷地外で喫煙するケースも多くなるなど悪影響も懸念される。 屋外に喫煙場所を設置する際は庁舎出入口付近に設置しないことを含めて、煙の曝露の影響がない場所の選定や屋内に入ったときのための消臭などの配慮が必要である。
今後は段階的に屋内禁煙、状況を見ながら敷地内禁煙へと移行しても良いのではと思う。 (注) 当局の調査結果による。

図表 3-④ 屋外喫煙場所の設置状況 (単位：施設、%)

区分	屋外喫煙場所	施設数	割合
利用者が受動喫煙のおそれがあると考えられるもの	敷地内どこでも喫煙可 (携帯灰皿等を用いた敷地内での喫煙であり、風向き等によっては利用者が受動喫煙のおそれがあると考えられる。)	5	62.5
	庁舎の出入口付近に設置 (職員専用の出入口付近に設置しているものを含む。)	2	25.0
	小計	7	87.5
その他	屋上に設置(屋上の出入口から最も離れた場所)等	1	12.5
合計		8	100

- (注) 1 当局の調査結果による。
2 調査対象は、屋内禁煙を実施している8施設である。

図表 3-⑤ 職員の自主的・積極的な協力を得るための取組状況等

<ul style="list-style-type: none"> ・ 世界禁煙デー・禁煙週間の周知 ・ 禁煙週間に喫煙室を使用不可とする禁煙タイムの実施 ・ 禁煙治療に保険が適用できる医療機関の紹介 ・ 禁煙に必要な知識情報等の提供 ・ 健康管理講習会の開催 ・ 看護師による個別面談 ・ 診療所における禁煙サポート

- (注) 1 当局の調査結果による。
2 国の庁舎 25 施設に入居している 54 官署における職員の自主的・積極的な協力を得るための取組及び禁煙サポート対策の実施状況を調査した。

図表 3-⑥ 平成15年人事院指針関係 (「喫煙室の設備等」、「庁舎内の空気環境の測定」)

<p>○「職場における喫煙対策に関する指針について」(平成15年7月10日付け勤職—223人事院事務総局勤務条件局長通知)(抜粋)</p> <p>2 職場において講ずべき受動喫煙防止対策</p> <p>(2) 喫煙室の設備等</p> <p>ア 空間分煙の場合、庁舎内に喫煙室を設けることとし、それが困難であるときは、喫煙コーナーを設ける。 また、可能な範囲で喫煙所を庁舎外に設けることが望ましい。</p> <p>イ 喫煙室には、たばこの煙が当該喫煙室外に拡散する前に吸引して庁舎外に排出する換気扇等排気装置を設置する。空気清浄装置が設置されている喫煙室であっても、換気扇等の庁舎外への排気装置を併せて設置する。</p> <p>ウ 喫煙コーナーは、事務室及び会議室以外の場所で、職員等の使用が一時的・短時間であるなど、受動喫煙の影響が比較的小さい場所に設ける。その際、妊婦及び呼吸器・循環器疾患等を持つ者には特に配慮して設ける。なお、食堂に喫煙コーナーを設ける場合は、一般の職員の勤務時間終了までは禁煙とする。 また、喫煙コーナーには、たばこの煙が漏れないように、当該喫煙コーナー以外の場所から仕切るための設備を設置するとともに、たばこの煙が当該喫煙コーナーの外に拡散する前に吸引して庁舎外に排出する換気扇等排気装置を設置する。空気清浄装置が設置されている喫煙コーナーであっても、換気扇等の庁舎外への排気装置を併せて設置する。</p>
--

(3) 庁舎内の空気環境の測定

庁舎内に喫煙室等を設けた場合には、たばこの煙の影響を把握するため、当該喫煙室等とその周辺の浮遊粉じん及び一酸化炭素の濃度を測定し、また、喫煙室等から非喫煙場所へのたばこの煙やにおいの漏れを把握するため、非喫煙場所から喫煙室等への気流の風速を測定する。

○「職場における喫煙対策に関する指針」の運用に当たって（平成15年7月10日付け勤職—224人事院事務総局勤務条件局職員課長通知）（抜粋）

2 職場において講ずべき受動喫煙防止対策（指針2）

(3) 喫煙室の設備等（指針2(2)）

受動喫煙防止のためには、喫煙室等に指針に定める設備等を設ける必要があります。また、喫煙室等の設備は、下記(6)③に掲げる数値を満たすよう設置してください。

指針に沿って、できるだけ速やかに喫煙室等の整備を行ってください。必要な整備を完了するまでの間は、空気清浄装置を設置するようにしてください。

受動喫煙防止の観点からは、全面禁煙が望ましいところですので、可能な範囲で庁舎外に喫煙所を設けるようにしてください。また、庁舎外の喫煙所だけで足りる場合は、庁舎内に喫煙室等を設ける必要はありません。

(5) 喫煙コーナーの設置方法（指針2(2)ウ）

喫煙コーナーは煙の漏れにくい構造にする必要があります。例えば、①喫煙コーナーの出入口を除いた部分を非喫煙場所と天井までのパーテーション等で仕切る。②煙は天井をはうので、出入口は天井からスクリーン等を下ろす。③喫煙コーナーから庁舎外への排気装置を設置する。以上により、通常は非喫煙室への空気の漏れは防ぐことができると考えられます。

(6) 空気環境の測定方法（指針2(3)）

① 測定場所等

浮遊粉じん及び一酸化炭素の測定は、喫煙室等、喫煙室等と非喫煙場所との境界及び喫煙室等に隣接する事務室等（3か所以上）において実施してください。

また、その際の測定点は、原則として室内の床上約1.2mから約1.5mまでの間の一定した高さとしてください。

非喫煙場所から喫煙室等への気流の風速の測定点は、非喫煙場所と喫煙室等との境界の開口面の上部、中央部及び下部の3点としてください。

なお、上記の測定点のほか、たばこの煙が滞留している箇所又は職員等から特に測定の希望があった箇所については、その箇所を測定点として設定してください。

② 測定回数

事務室については3月に1回以上、その通常の勤務時間中に測定してください。

庁舎内の事務室以外の非喫煙場所及び喫煙室等については、3月に1回以上、できる限りその使用中に測定してください。

③ 測定結果

測定の結果は、浮遊粉じんの濃度 $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下、一酸化炭素の濃度 10ppm 以下及び非喫煙場所と喫煙室等との境界において喫煙室等へ向かう気流の風速 $0.2\text{m}/\text{s}$ 以上でなければなりません。

図表3-⑦ 職場における喫煙対策のためのガイドライン

○「職場における喫煙対策のためのガイドラインについて」（平成15年5月9日付け基発第0509001号都道府県労働局長あて厚生労働省労働基準局長通知）

・別添2「職場における喫煙対策のためのガイドラインの解説」（抜粋）

5について

有効な空間分煙の推進のためには施設・設備面の対策が必要であり、このための基本的な対策を示したものである。「喫煙室」とは、出入口以外には非喫煙場所に対する開口面がほとんどない独立した喫煙のための部屋のことであり、また、「喫煙コーナー」とは、天井から吊り下げた板等による壁、ついたて等によって区画された喫煙可能な区域である。これらは、基本的に喫煙室等から非喫煙場所へたばこの煙が及ばない措置が講じられているものであるが、より確実にたばこの煙やにおいの漏れを防止する観点から、喫煙室を選択する方が望ましい。

また、空気清浄装置はガス状成分を除去できないという問題点があることから、「たばこの煙が拡散する前に吸引して屋外に排出する喫煙対策機器」を推奨することとした。これらの機器には、局所排気装置、換気扇等がある。このような喫煙対策機器の設置によって受動喫煙を防止するためには、その喫煙室等及び喫煙の状況に適した型式及

び能力を有する機器を選定する必要がある。

やむを得ない措置として、たばこの煙を除去して屋内に排出する方式である空気清浄装置を設置する場合には、たばこの煙が拡散する前に吸引して屋外に排出する喫煙対策機器の設置と同等の効果のある措置を講ずる必要がある。

機器の設置に当たっては、(1)非喫煙場所から喫煙室等への気流を確保すること、(2)喫煙コーナーを設置する場合は、天井から吊り下げた板等による壁、ついたて等により非喫煙場所に対する開口面を可能な限り小さくすること、(3)喫煙室等における喫煙範囲を明確にすること、(4)喫煙許容人数を設定・明示することが重要である。

・「職場における分煙効果判定のための記録用紙」(抜粋)

5	喫煙許容人数(定員)(人)	測定時の喫煙人数(最高 人)	測定時間中の喫煙本数(本)
6	喫煙室等の広さ(床面積: m ²)	天井までの高さ: m)	
7	喫煙対策機器等の稼働状況 (2) 喫煙対策機器の処理風量 ① 排気装置を設置している場合: 換気扇等(m ³ /min × 台)		

○ 「効果的な空間分煙対策推進検討委員会」報告書(平成17年度厚生労働省委託事業)(抜粋)
第3章 効果的な分煙対策を行うための留意事項

4-(2) 喫煙室の排気風量を低減する

浮遊粉じんの濃度を0.15mg/m³以下とするための排気量は、煙が完全拡散することを前提とすれば多量の風量となるが、例えば家庭のレンジフードのように煙が拡散する前に排出できれば少ない風量で済む。また、喫煙室内の喫煙エリアを限定することで煙の拡散を小さくできる。

図表3-⑧ 空気環境測定の実施状況(平成25年度)

空気環境測定の実施状況等	喫煙室等数(施設数)	割合
① 全く実施されていないもの	17か所(5施設)	41.5%
② 一部の測定点で実施されているもの	14か所(6施設)	34.1%
③ 全ての測定点で実施されているもの	10か所(6施設)	24.4%
合計	41か所(16施設)(注4参照)	100%

(注) 1 当局の調査結果による。

2 調査対象は、敷地内禁煙又は屋内禁煙が実施されていない国の庁舎16施設に設置されている喫煙室等41か所(100%)である。また、平成25年度の空気環境測定(平成15年人事院指針等に基づく)の実施状況である。

3 「測定点」とは、平成15年人事院指針等に基づく空気環境測定の測定点である。

4 同一施設内に複数の喫煙室等があり、①及び②の両方に該当するものが1施設ある。

図表3-⑨ 空気環境測定結果(平成25年度)

区分	喫煙室等数(割合)		基準値を満たしていない原因
	〈施設数〉	左のうち、測定結果が浮遊粉じん濃度等の基準値を満たしていない測定点があるもの	
一部の測定点で実施されているもの	14か所(100%) 〈6施設〉	9か所(64.3%) 〈4施設〉	・喫煙室の利用者数が多い: 2か所 ・換気量が不足している: 1か所 ・不明: 6か所
全ての測定点で実施されているもの	10か所(100%) 〈6施設〉	1か所(10.0%) 〈1施設〉	・不明: 1か所
合計	24か所(100%) 〈12施設〉	10か所(41.7%) 〈5施設〉	

(注) 1 当局の調査結果による。

2 調査対象は、平成15年人事院指針等に基づく空気環境測定が全ての測定点で実施されている、及び一部の測定点で実施されている喫煙室等24か所(12施設)(図表3-⑧の②及び③)である。

図表 3-⑩ 喫煙許容人数の設定・明示状況

国の庁舎16施設に設置されている喫煙室等41か所における状況を確認した結果、喫煙許容人数を設定・明示しているものはみられなかった。

(注) 1 当局の調査結果による。

2 厚生労働省ガイドラインにより民間事業者等に示されている喫煙許容人数の設定・明示等は、平成15年人事院指針等においては求められていないものの、参考までに国の庁舎16施設に設置されている喫煙室等41か所における状況を確認したものである。

図表 3-⑪ 国の機関に対する受動喫煙に関する主な苦情等（要旨）

喫煙室から、たばこの煙が漏れている。

禁煙を進めるべき国が喫煙室を設けているのは問題だ。

エレベーターを利用した際、エレベーター内がタバコ臭く、極めて不快である。

庁舎内に入ったとたん、むせかえるようなたばこの臭いが気になる。

(注) 当局の調査結果による。

別紙

調査対象の庁舎及び官署一覧

建物形態	No	庁舎名	官署名
合同庁舎（10施設）	1	仙台合同庁舎	東北管区警察局
			東北財務局
			仙台国税局
			東北農政局
			東北経済産業局
	2	仙台第2合同庁舎	人事院東北事務局
			公正取引委員会事務総局東北事務所
			東北管区行政評価局
			東北総合通信局
			国税庁仙台派遣監督評価官室
仙台派遣国税庁監察官			
仙台国税不服審判所			
東北厚生局麻薬取締部			
中央労働委員会事務局東北地方事務所			
関東東北産業保安監督部東北支部			
東北地方環境事務所			
3	仙台第3合同庁舎	仙台漁業調整事務所	
		国土地理院東北地方測量部	
		仙台地方海難審判所	
		仙台管区气象台	
		自衛隊宮城地方協力本部	
東北防衛局			
4	仙台第4合同庁舎	年金記録確認東北地方第三者委員会	
		宮城労働局	
		仙台労働基準監督署	
5	仙台北税務署	東北地方更生保護委員会	
		仙台保護観察所	
6	仙台中税務署	仙台高等検察庁	
		仙台地方検察庁	
7	仙台第2法務合同庁舎	仙台入国管理局	
		仙台東土地改良建設事業所	
8	仙台第3法務合同庁舎	仙台北法務局	
		東北公安調査局	
9	古川合同庁舎	古川公共職業安定所	
		東北農政局大崎地域センター中里庁舎	
10	築館合同庁舎	築館税務署	
		築館公共職業安定所	
単独庁舎（15施設）	11	登米法務合同庁舎	仙台北法務局登米支局
	12	仙台北法務局大河原支局	
	13	仙台北法務局古川支局	
	14	大河原税務署	
	15	佐沼税務署	
	16	仙台北税務署	
	17	仙台中税務署	
	18	仙台南税務署	
	19	古川税務署	
	20	古川労働基準監督署	
	21	大河原労働基準監督署	
	22	瀬峰労働基準監督署	
	23	仙台公共職業安定所大和出張所	
	24	大河原公共職業安定所白石出張所	
	25	迫公共職業安定所	
26	東北運輸局宮城運輸支局		